

指定管理者候補者の選定結果について

新潟市芸術創造村・国際青少年センターについて、指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター
所在地	新潟市中央区二葉町2丁目5932番地7
施設の概要	文化芸術活動の支援、青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者、青少年及び市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年の育成をし、もって市民の豊かな生活の実現に資することを目的として設置する施設。
指定管理者申請者評価会議	相庭 和彦 委員 (新潟大学大学院教育実践学研究科教授) 小田 智美 委員 (元 新潟県少年自然の家所長) 霜鳥 彩 委員 («月刊にいがた»編集長) 新保 史恵 委員 (公益財団法人環日本海経済研究所企画・広報部長) 高野 妙子 委員 (高野妙子税理士事務所代表) 柳沼 宏寿 委員 (新潟大学教育学部教授)
指定管理者(候補者)	環境をサポートする株式会社きらめき 代表者 代表取締役社長 山田 茂孝 住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地
指定期間(予定)	令和3年4月1日～令和8年3月31日
選定理由	指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。 その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、上記候補者は、 ・「文化芸術活動支援」と「青少年体験活動推進」の複合施設という本施設の特徴を十分に理解し、各事業提案がなされていること。 ・地域との連携、地域・社会貢献活動の取組みが高く評価できるとともに、安全確保策もきめ細やかであり、管理を安定して行う能力を有していること。 などの理由により、指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者の候補者に選定することとした。 なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。
スケジュール	第1回評価会議 令和2年8月4日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 公募説明会 令和2年9月10日 質問受付 令和2年9月10日～17日 申請書提出 令和2年10月7日まで 事業計画書提出 令和2年10月14日まで 第2回評価会議 令和2年10月26日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。
所管部署(問い合わせ先)	教育委員会地域教育推進課 (代表) 文化スポーツ部文化政策課 TEL : 025-226-3232 (直通) E-mail : chiiki.edu@city.niigata.lg.jp

別表（評価結果）

選定基準・評価項目	配点	候補者
施設の平等利用が確保されること		
事業理念・事業方針、申請の動機	5点	4.50点
施設の管理方法	5点	4.33点
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること		
文化芸術活動支援への取組み	10点	8.67点
青少年体験活動推進への取組み	10点	9.00点
ニーズの把握に向けた取組み及び管理運営への反映	10点	7.67点
複合施設の特性を活かした取組み	5点	5.00点
情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み	5点	3.83点
利用の促進、稼働率アップの取組み	10点	8.33点
施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組み	10点	8.33点
市民との協働、地域との連携に向けた取組み	5点	4.67点
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること		
団体の財務状況	5点	4.33点
組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5点	4.50点
安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	5点	4.83点
環境保護、地域・社会貢献活動の取組み	5点	4.83点
事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	5点	4.67点
合計	100点	87.50点

※点数は、評価会議の委員6名の平均

※（小数点第3位四捨五入）